

H30 憲法

第1 購入する側との関係

1 青少年との関係

(1) 本条例案8条3項、4項が、青少年の規制図書類を購入し、
閲読する自由との関係で問題となる。

(2) 憲法（以下、略する。）21条1項は、表現の自由を保障
する。表現の自由は、元来、情報を発表し、伝達することを
内容とするものであった。しかし、マスメディアが高度に発
達し、情報の送り手と受け手の分離・固定化状況が顕著とな
り、情報そのものの価値が高まった現代社会において、受け
手の地位に固定化された一般国民の側から表現の自由を再構
築し、知る権利として保障しなければならない。そして、図
書を閲読する自由は知る権利の一内容として21条1項によ
り保障される。

(3) 本条例案8条3項は、青少年に対し図書類を販売すること
を禁止することによって、また、4項は、陳列方法を規制す
ることによって、青少年が、規制図書類を購入し、閲読する
ことを制約している。

(4) 合憲性の判断枠組みに関し、閲読する自由が、表現の自由
という重要性の高い権利の一内容として保障されるものであ
るにもかかわらず、本件規制は、その表現内容に着目した事
前規制であるため、厳格な基準に基づきなすべきとの反論が
想定される。

45
100

5
5
101

121
121

42

2
30

121

132

しかし、青少年は、心身ともに未発達で十分な判断能力を持たないことから、公権力が後見的に介入することも認めるべきである。

したがって、規制の目的が重要か、目的と手段との間に実質的関連性が認められるかにより判断すべきである。

- (5) 本条例案の規制目的は、青少年の健全な育成を図る点にあり、青少年の可塑性から、これは重要といえる。

その目的を達成するためには、青少年が規制図書類を手にしないうにすべきであるところ、青少年への販売、貸与を禁止すること（3項）、また、陳列規制をすること（4項）で青少年が手にすることを防ぎうるといえる。

したがって、これらの制約と目的との間に実質的関連性が認められ、3項、4項は合憲である。

2 18歳以上の人との関係

- (1) 本条例案8条1項、2項、4項が、18歳以上の人々の図書類を購入し、閲覧する自由との関係で問題となる

- (2) 図書類を閲覧する自由は、前記した通り、21条1項により保障される。

- (3) 1項は、日用品等販売店舗において、2項は、規制区域において、18歳以上の人々に対し規制図書類の販売、貸与を禁止することにより、また、4項は、規制図書類の陳列を規制することにより、18才以上の人々の閲覧する自由を制約する。

- (4) 表現の自由という重要性の高い権利の内容として保障

される自由に対する、表現内容に着目した事前規制であるため、厳格な基準に基づきなすべきとの反論が想定される。

もともと、これらの規制は、青少年に対する規制に付随した制約に過ぎない。そこで、青少年に対する規制の場合と同様、目的が重要で、目的と手段との間に実質的関連性が認められるかという基準で判断すべきである。

(5) 本条例案の目的は、青少年の健全な育成とともに、それらにより羞恥心や不快感を覚える人たちの目にむやみに触れることがないようにする点にある。

前者の重要性は前記した通りである。また、後者は、自己決定権として13条で保障されうる権利の侵害を防止するためであり、重要といえる。

ア 前者の目的との関係では、前記した通り、陳列規制（4項）をしつつ、青少年への販売を禁止すること（3項）により達成可能といえるところ、18歳以上の者との関係で、店舗（1項）や区域（2項）を制限するという手段との間に実質的関連性は認められない。

したがって、4項は合憲であるが、1項、2項は違憲である。

イ 後者の目的との関係でも、陳列規制（4項）をすることで、ここから先には見たくないものが陳列されているとの予測が可能となり、見たくない人の目に触れることのないようにするという目的を達成することができる。したがっ

て、陳列規制を課せば必要十分であって、店舗（1項）や
区域（2項）を規制することまでは必要なく、これらの手
段と目的との間に実質的関連性は認められない。

（6） よって、4項は合憲であるが、1項、2項は違憲である。

第2 販売等をする店舗との関係

1 日用品等を販売等する店舗との関係

（1） 本条例案8条1項は、規制図書類の販売等を禁止している。

また、同条項に違反した場合、直接的に（15条1項）、また
は、9条1項の命令を介し間接的に（15条2項）罰則を科
しており、同店舗の職業活動の自由との関係で問題となる。

（2） 憲法22条1項は、職業選択の自由を保障する。もっとも、
自ら選択した職業を遂行する自由を認めなければ、職業選択
の自由を認めた意味がない。したがって、職業活動の自由も
22条1項により保障される。

ここで、日用品等を販売する店舗において、規制図書類を
販売等する自由は認められないという反論が想定されるが、
何を販売するかを決める自由も店舗の職業活動の自由に含ま
れているといえる。したがって、反論は失当である。

（3） 本条例案8条1項は、規制図書類の販売等を禁止すること
により、そして、これに違反した場合に罰則を科すことによ
り（15条1項）、また、9条1項の命令を介し罰則を科すこ
とにより（15条2項）日用品等を販売等する店舗の職業活
動の自由を制約している。

3
4

29 /

30 C

31 /

32 1

(4) 合憲性の判断枠組みにつき、本件は、職業選択の自由そのものではなく、職業活動の自由に対する制約にとどまるため、規制が著しく不合理であることが明白であるかどうかで判断すべきである。

(5) これを本問につきみるに、日用品等を販売する店舗では、生活をする上で必要な物品を主に扱っており、青少年や規制図書類を見たくないと思える人も日常的に立ち入ることが考えられる。

したがって、青少年の健全な育成や見たくない人の目に触れさせないという目的にかんがみると、販売を禁止し、違反した場合に直接的又は間接的に罰則を科すことも著しく不合理であることが明白とはいえない。

(6) よって、本条例案8条1項、9条、15条は合憲である。

2 規制区域で規制図書等を販売等する店舗との関係

(1) 本条例案8条2項が、規制区域を定め、販売等を禁止し、直接的または間接的に罰則を科している(15条1項、2項)ことが、規制区域内で規制図書を販売等する店舗の職業活動の自由との関係で問題となる。

(2) 規制区域内の店舗であっても、前記理由により当然に職業選択の自由及びその一内容である職業活動の自由が認められる。

(3) 本条例案8条2項等は、主に何を販売しているかに着目することなく、区域により一律に販売等を禁止する。

この点については、条例の施行まで6か月もあるのだから、販売を継続したいのであれば区域外に移転すればいいという反論が想定される。もっとも、店舗の移転がそんなに簡単なことでないことは容易に想定できるため、反論は的を射ないものである。

規制図書類の売り上げが収益の大半を占める店舗にとっては、閉店の危機に瀕するのであり、同規制は、許可制と同視しうるほどの職業選択の自由そのものに対する強力な制約といえる。

(4) したがって、合憲性の判断枠組みは、職業活動に対する制約の場合より厳格なものによるべきである。具体的には、目的が重要で、手段がより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないといえなければならない。

(5) これを本件につきみるに、青少年の健全な育成及び見たくない人に見せないためという目的は、前記した通り重要といえる。

その手段につき、たしかに、青少年の健全な育成という目的にかんがみれば、学校の周囲200メートル以内の区域を規制区域とし、規制図書類の販売等を禁止することで目的を達成しうるともいえる。しかし、より緩やかな陳列規制等の職業活動の内容及び態様に対する規制によっても同目的は十分に達成しうるといえる。

また、見たくない人に見せないという目的も、学校周辺という規制区域を設け販売等を禁止する必要はなく、販売等は認めたとえで、陳列を規制するというより緩やかな手段により十分に達成しうる。

(6) したがって、8条2項等は、違憲である。

3 規制図書類とそれ以外の図書類を扱っている書店やレンタルビデオ店との関係

(1) 本条例案8条4項が、陳列規制を課していること及びこれに違反した場合に、9条の命令を介して間接的に罰則を科していること(15条2項)が、規制図書類を店舗で販売等する事業者の職業活動の自由との関係で問題となる。

(2) 書店やレンタルビデオ店には、職業活動の自由の内容として、何を販売・貸与するかを決める自由が認められるから、規制図書類を販売等する自由も認められる。

(3) 本条例案8条4項等は、陳列を規制することで職業活動を規制している。

(4) もっとも、職業選択の自由そのものを規制するものではないし、また、陳列規制の内容も、隔壁及び扉により区分すること、及び、規制図書類の陳列場所であることを掲示することと、事業者に過度の負担を課すものとまでは言えない。したがって、その合憲性は、制約が著しく不合理であることが明白かどうかで判断すべきである。

これを本件につぎみるに、前記した通り、陳列規制は、両

目的との関係で実質的関連性が認められるものであるから、
著しく不合理であることが明白な制約にあたらないことは当
然である。

(5) したがって、8条4項等は、合憲である。

以上